

当社営業員による金銭の不正取得について

弊社では2020年12月22日の対外公表以降、経営品質刷新プロジェクトにて、他に不適切な取扱によって金銭被害を受けられたお客さまが存在していないかを確認するため、お客さまに対して個別の調査を実施しております。その中で、新たに弊社営業員がお客さまから金銭を不正に取得していた不祥事案が判明いたしましたのでご報告申し上げます。

被害にあわれたお客さまならびに関係者の皆さまに多大なるご迷惑と、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

① 北海道事案

不正認定日	2021年2月2日
不正行為期間	2012年4月～2018年12月
被害状況	3名、654万円
元社員属性	旭川支社・営業職・60代・女性（懲戒解雇）
不正の方法	保険契約の初回保険料として偽って受領した金銭を不正取得。実際には保険加入手続きを行わず、偽造した保険証券を手交。 その他、契約者貸付金の返済申し出の際に受領した金銭を不正取得。
被害者対応	保険料に関わる事案については、行為者から被害者の方に対して弁済済。また、契約者貸付金に関わる事案については、返済目的でお預かりした金銭の保険契約への反映に向けて手続き中。
警察対応	通報…2021年2月9日、告発準備中

② 長野県事案

不正認定日	2021年2月22日
不正行為期間	2011年8月～2020年8月
被害状況	8名、4,836万円
元社員属性	松本支社・営業職・70代・女性（懲戒解雇）
不正の方法	「金銭的な優遇制度がある」という趣旨の架空の話を持ち掛け、金銭を不正取得。
被害者対応	被害者の方々の個別事情を踏まえ、真摯に対応してまいります。
警察対応	通報…2021年2月22日、告発準備中

2. 弊社での調査および対応

弊社では本件発覚後、上記営業員が担当していたお客さまに対して全件調査を行っております。引き続き再発防止策等を講じるとともに、コンプライアンスの強化に努め、全役職員一丸となって金銭取扱不適事案の撲滅に向け取り組んでまいります。

弊社では、社員が私製領収書等を用いて現金を取扱うこと、弊社商品の取扱いにおいて、社員がお客さまから現金や小切手をお預かりすることはございません。

弊社とのご契約の有無にかかわらず、以下に該当すること、その他、不審に思われる点がございましたら、下記照会先までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- 高金利が適用される特別枠で資金を運用する旨の金融取引を持ち掛けられた。
- 「契約者貸付や解約・減額等の保全手続きが誤って行われたため、お客さまの口座に振り込まれた現金を回収する」と言われた。
- 保険商品の加入を持ち掛けられ、保険料として金銭を預かると言われた。

<ご照会先>

フリーダイヤル 0120-157-640

受付時間（日・祝日・年末年始を除く）

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00

以上